

(様式第4)

2019年度(平成31年度) 地域低炭素化出資事業基金(平成31年度造成)の状況

基金の名称	地域低炭素化出資事業基金
基金設置法人	一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
基金の概要	<input type="checkbox"/> 取崩型 <input checked="" type="checkbox"/> 回転型 <input type="checkbox"/> 保有型 <input type="checkbox"/> 運用型 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 債務保証 <input type="checkbox"/> 利子助成・補給 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 補てん <input checked="" type="checkbox"/> 出資 <input type="checkbox"/> 調査等 <input type="checkbox"/> その他( )
	地域において地球温暖化対策のための事業を行う事業者を出資により支援する事業。
基金事業等の 終了時期	基金事業等の終了予定時期：令和10年度 新規申請の受付終了時期：令和元年度(ただし、地域低炭素化出資事業実施要領3.(9)に該当する場合はこの限りでない)
基金事業等の 目標	地球温暖化対策のための投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するとともに、地域の活性化に資する事業の実現に寄与すること。
申請方法 ・期限	申請方法：基金設置法人が定める「地域低炭素化出資事業に係る出資規程」(以下「出資規程」という。)に基づき、申請書等を基金設置法人に提出。 申請期限：令和2年3月まで(ただし、地域低炭素化出資事業実施要領3.(9)に該当する場合はこの限りでない)
審査基準	出資規程第4条において、出資の対象とする対象事業等の要件を規定。
審査体制	・基金設置法人は、出資規程第8条及び第9条に基づいて、予備審査、本審査を行い、外部の有識者から成る審査委員会の意見聴取を経て、出資を決定する。 ・出資の決定等は、重要な案件については基金設置法人の理事会の決議により、その他の案件については基金設置法人の代表理事及び役員から構成される出資委員会の全員一致により行われる。

		元年度	年度	年度	年度	年度	
		基金の額 (単位：円)	収入	国費(補助金等)	4,382,000,000		
出資等	—						
運用収入 (うち国費見合額)	— (—)			( )	( )	( )	( )
出資回収収入	—						
その他収入	—						
前年度末基金残高	—						
返納額(マイナス)	—						
合計 (a)	4,382,000,000						
支出	出資額		—				
	事務費		—				
	その他		—				
	合計 (b)		—				
基金残高 (a-b)			4,382,000,000				
	うち国費相当額		4,382,000,000				
出資の残高 (件数：残高)		—					